令和５年度版

官公需適格組合制度

ご案内

大阪府官公需適格組合協議会

組合による共同受注と官公需適格組合

中小企業の制約の多くは、経営の規模が小さいことに起因するものが大半です。一社では受注できない案件でも、組合員が共同して受注すれば確実に契約を履行できる場合が少なくありません。こうして生まれたのが、組合による共同受注事業であり、官公需の共同受注です。

国では、中小企業者によるこうした積極的な取り組みを支援するため、官公需法第３条において「……国等が契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定めています。

事業協同組合をはじめとする中小企業組合は、法律の手続きを経て国や都道府県が認可した法人であり、民主的かつ公平な運営が制度的に確保されている信頼性の高い組織であることが、組合を積極的に活用すべきであるとする大きな理由となっています。

こうした中小企業組合の中で、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合であることを中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が証明しているのが官公需適格組合制度です。

官公需適格組合制度は、国等の契約の方針において詳細が規定されているとともに、その普及のため、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。」と定めています。

さらに、競争参加資格審査における「総合点数の算定特例」の活用、「官公需適格組合の国等の機関における受注実績の公表」を行うこととしているほか、「国は、地方公共団体に対する官公需適格組合制度の一層の周知に努める。」こととなっています。

このような官公需適格組合が全国に912組合（令和５年６月末日現在）あります。
業種別では下記となっています。

物品関係 …	繊維・家具・印刷・石油・事務用品	183組合
役務関係 …	設計・測量・自動車整備・輸送・建物サービス 等	518組合
工事関係 …	建設・土木・建築・電気・管・造園・畳 等	211組合

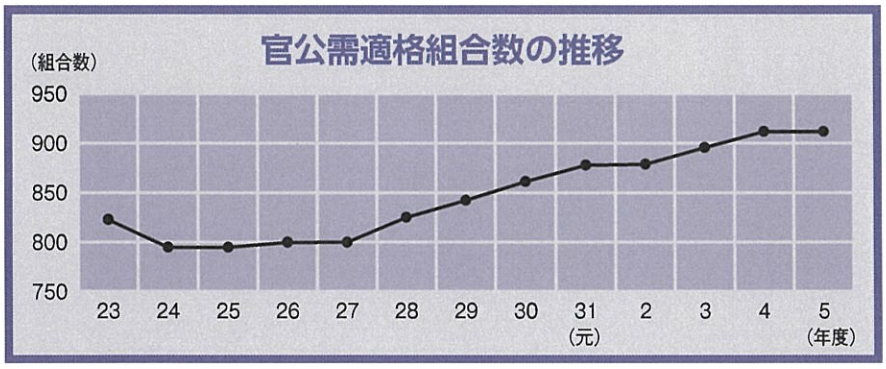

大阪府適格協メンバー

大阪府警備業(協)

https://www.osaka-keibi.or.jp/

主な取り扱い品目・業務

警備業

TEL.(06)6306-6323
FAX.(06)6306-6444

〒532-0011
大阪市淀川区西中島4丁目13番12号 新大阪北田ビル501

当組合は、「施設警備業務」・「交通誘導警備業務」・「雑踏警備業務」において「この部門では他社に負けない」と自信を持つ警備のプロ集団であり、且つ、組合員の個性を活かし人間力（ヒューマンパワー）に富んだ警備企業の集まりです。団結と相互扶助を基本に、警備業の多様化するニーズに応え、社会が必要とする生活安全産業を目指しています。

（大阪府公安委員会
認定証 第62002468号）

大阪港湾事業(協)

https://www.kankoju-osaka.gr.jp/member/service02.html Eメール kowan-kumiai@msh.biglobe.ne.jp

主な取り扱い品目・業務

港湾運送業

TEL.(06)6574-5501
FAX.(06)6575-1056

〒552-0021
大阪市港区築港4丁目9番7号 築港ビル

昭和49年より、大阪市環境局の下水汚泥等海上運送を皮切りに、同局の工場排出焼却残滓等の海上運送をして参りました。

現在、当該海上運送、大阪市港湾局の海上警戒業務、そして同港湾局のタグボート業務等に従事しており、事業の拡大を目指して行きたく幅広く共同受注している官公需適格組合です。

近畿官公需被服(協)

http://www.k-kanju.jp Eメール info@k-kanju.jp

主な取り扱い品目・業務

官公需被服

TEL.(06)6946-8938
FAX.(06)6946-8988

〒540-0021
大阪市中央区大手通2-4-11

昭和42年10月設立、昭和43年２月29日に適格組合の証明を受け、以来組織の強化に努め、東京営業所・東北出張所を設置して官公需被服の受注活動を広く積極的に進めている。

近年は防災服・災害用毛布など防災用品の取り扱いも充実しており、着ぐるみ・ぬいぐるみのイベント関連の実績もある。

組合員が被服のあらゆる分野の専門業者で構成されているので、官公需被服のニーズに対して、責任をもって対応できる事業体である。

近畿ドキュメントサービス(協)(旧 近畿複写産業(協))

https://www.kinkid-s.jp/ Eメール info@kinkid-s.jp

主な取り扱い品目・業務

ドキュメントサービス業

TEL.(06)6201-4766
FAX.(06)6201-4768

〒541-0043
大阪市中央区高麗橋1-5-6 東洋ビル5階

近畿ドキュメントサービス協同組合は昭和38年に複写サービス業を核とした協同組合として設立。昭和から平成に移りドメインの変化に伴い事業領域確立を目指し、ドキュメントサービスに改名しました。ドキュメントサービスとは、コピーサービスだけでなく、マイクロ写真、電子ファイリング等の文書保存サービス、CAD入力や製本、OA機器販売等多種多様な業務を指します。得意の小ロット短納期はもちろん、ビジネス全体の企画提案やイベント運営の受注に繋がる「ラフ」としての出力、オフセット印刷では実現できない個人向けバリアブル印刷、エリアマーケティングを生かすDMプランの提案事業等時代に即した幅広いドキュメントサービスの提供に努めています。加えてこのコロナ禍の中、お客様のお悩み解決に向け、ウィズコロナ、アフターコロナのニューノーマルな社会でのお役立ちを一緒に考えお手伝い致します。

サカイ靴被服(協)

https://www.kankoju-osaka.gr.jp/member/service05.html

主な取り扱い品目・業務

皮革・繊維製品

TEL.(072)276-4180
FAX.(072)276-4380

〒591-8037
堺市北区百舌鳥赤畑町5丁458番地1

大阪府・大阪府警・兵庫県警・和歌山県警・奈良県警・愛知県警・各府県立病院・大阪市・大阪市交通局・堺市・府下各市町村・関西国際空港㈱等、官公庁及び民間企業に豊富な納入実績あり。

(協)ジャパンデザインプロデューサーズユニオン

http://www.jdpu.or.jp Eメール info@jdpu.or.jp

主な取り扱い品目・業務

**デザイン業及び
デザインビジネスプロデュース業**

JDPU Japan Design Producer Union

TEL.(06)6949-8578
FAX.(06)6949-8579

〒530-0043
大阪市北区天満3-4-10 かわいビル3A

協同組合ジャパンデザインプロデューサーズユニオンは1975年、日本最初のデザイン業協同組合（創設時大阪デザインオフィスユニオン）として発足。以来、デザイン事業所の経済的安定と社会的地位の向上を促進する活動を続けてまいりました。昨今では、官公需適格組合として、あるいは産・官・学連携を通じての、多彩な業界振興事業が各方面から高く評価されています。2010年、協同組合ジャパンデザインプロデューサーズユニオン（JDPU）に名称変更し、その活動範囲を全国組織へと拡大するとともに、㈱ジャパンデザインプロデューサーズユニオン（JDPU）認定プロデューサー制度を立ち上げ、従来の事業所協同組合から、デザインプロデューサー制度有資格者個人を含めた、クリエイティブビジネスを総合的にプロデュースする新エキスパート集団として、活発に活動を続けています。

物品・役務関係（あいうえお順）

泉南陸運事業（協）

http://www.senriku.com　Eメール main@senriku.com

主な取り扱い品目・業務

運送取扱業

TEL.(072)464-0725
FAX.(072)463-8608

〒598-0064
泉佐野市新浜町2番

運送事業取扱いは共同受注委員会が中心となり、官公庁の各種運送業務の受注活動を行い、特に関西空港対岸の「りんくうタウン」に建設した大型流通倉庫を起点とした配送センター機能を売り込んでいます。
共同購買では組合員のコスト軽減を図るための共同給油所をはじめ高速道路回数券、ハイカの販売では一般利用者にも販売しています。

（協）全日本富士金属共同機構

https://www.fujikin.co.jp　Eメール info@fujikin.co.jp

主な取り扱い品目・業務

上・下水道用各種弁類製造･販売、空気弁用凍結保護カバー製造・販売、震災用の緊急給水栓製造・販売

TEL.(06)6787-2214
FAX.(06)6787-1611

〒577-0015
東大阪市長田3丁目9番21号

加盟各社が一致団結して国策である中小企業向けの官公需の受注を積極的にすすめ、もって組合員各社の繁栄を期するために設立された。扱い品目を弁類、ユニット装置類に絞り地方公共団体の上・下水道局へのアプローチをはかっている。共同受注に関する事業、共同宣伝に関する事業、事業資金貸付に関する事業、教育情報に関する事業、福利厚生に関する事業を行っている。

富田林市自動車（協）

https://www.kankoju-osaka.gr.jp/member/service09.html　Eメール t-kumiai@isis.ocn.ne.jp

主な取り扱い品目・業務

自動車販売、修理業全般

TEL.(0721)25-3518
FAX.(0721)24-5260

〒584-0022
富田林市中野町東1丁目7番9号

昭和63年６月、富田林市からの支援により富田林市自動車協同組合を設立する。同年７月に中央会に入会する。平成３年２月、南河内郡河南町・太子町・千早赤阪村の地域の会員を拡大する。大阪府・富田林市・南河内郡河南町・太子町・千早赤阪村へと幅広く自動車の共同受注・共同販売を行っている官公需適格組合です。

引越専門（協） 関西

http://www.hato-kansai.or.jp　Eメール kansaihonbu@hikisen.jp

主な取り扱い品目・業務

引越・貨物自動車運送業

TEL.(06)6135-8019
FAX.(06)6135-8020

〒530-0044
大阪市北区東天満2丁目9番4号 千代田ビル東館

設立の経緯 … 都市型の引越形態へ移るとともに、引越は量的に拡大した。これが引越業を誕生させた背景。当組合はその時流にのって設立された。
特　　徴 … 全国ネットを有すること、又、連合会を組織して料金、作業の統一化、マニュアル化を完成させている。
事業の内容 … ４大事業（共同受注・共同購買・共同宣伝・教育）が中心。

南大阪総合警備事業（協）

https://www.kankoju-osaka.gr.jp/member/service11.html　Eメール m-keibi@triton.ocn.ne.jp

主な取り扱い品目・業務

警備業

TEL.(072)224-1234
FAX.(072)224-1000

〒590-0945
堺市堺区戎之町東1丁1番22号 戎第一ビル4F 401号

現在の社会環境は、週休２日制による休日、夜間の無人建物の増加など警備業に対する需要は、多様化且つ複雑化し、増加の一途をたどっています。このような時代に求められるのは信頼される警備員の質であります。当組合員各社も警備員資質の向上を徹底し、鋭意努力しております。

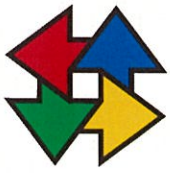

官公需適格組合が地域経済の活性化に向け、全方位的にエネルギッシュに活動するイメージを４つの矢印で構成。中央に位置する正方形は、仕事に対して公明正大に取り組む姿勢を表現しています。

大阪府適格協メンバー

泉佐野市認定水道工事業(協)

https://izumisano-suido.jp/　Eメール suido931@wind.ocn.ne.jp

主な取り扱い品目・業務

管工事業及び土木工事業

TEL.(072)450-2777
FAX.(072)450-2888
〒598-0021
泉佐野市日根野786番地1

管工事及び土木工事の共同受注を中心に、多様なニーズに迅速・的確に行っている。
24時間体制で緊急の修繕にあたり、大規模な工事（公道修繕）から小規模な工事（宅内の漏水）等に対応している。

河内長野管工事業(協)

https://www.kankoju-osaka.gr.jp/member/construction02.html　Eメール k-suikumiai@k8.dion.ne.jp

主な取り扱い品目・業務

管工事業・土木工事業・ほ装工事業・水道施設工事業

TEL.(0721)53-4696
FAX.(0721)53-4698
〒586-0024
河内長野市西之山町4番14号

昭和29年河内長野市公認水道工事業者組合設立。昭和47年８月河内長野市公認水道工事業協同組合設立。昭和53年２月大阪府より特定建設業（管工事業）の許可を受け、昭和63年９月近畿通商産業局官公需適格組合認可、平成18年３月資本金4,824万円に増資する。平成10年水道法の一部改正により河内長野管工事業協同組合と名称変更する。協同組合を設立以来、上下水道、給排水衛生設備、冷暖房空調設備工事の設計施工及び施設等の維持管理、事業等毎年その実績を伸ばし技術の革新と施工の合理化にたゆまぬ努力を重ね現在に至る。主たる事業内容は工事共同受注・資材共同購入・福利厚生事業及び事業資金の貸付金融機関よりの融資のあっせん等である。

堺市指定管工設備(協)

http://www.pipe-sakai.jp/　Eメール suikumi@samba.ocn.ne.jp

主な取り扱い品目・業務

管工事、水道施設工事

TEL.(072)245-0050
FAX.(072)245-0052
〒590-0804
堺市堺区緑ヶ丘南町2丁2番25号

組合の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的として設立した。
〈主な事業〉
- 組合員の行う管工事または飲料水貯水槽の共同受注
- 組合員の取り扱う資材の共同購買
- 舗装道路掘削跡本復旧事業
- 給排水申請補助業務
- 組合員の福利厚生に関する事業 他

吹田市水道・土木工事業(協)

https://www.suita-suikyou.jp/

主な取り扱い品目・業務

水道施設に関連する土木工事及び管工事業

TEL.(06)6385-0148
FAX.(06)6330-0784
〒564-0043
吹田市南吹田3丁目2-48

管工事・土木工事・舗装工事及び資材の共同受注を中心に共同事業を行っている。
また、市民に対しては「水回りお客様相談室」を設け、水に対する諸問題（水漏れやトイレ修繕等）に対応している。

大東市指定管工事業(協)

https://www.kankoju-osaka.gr.jp//member/construction05.html

主な取り扱い品目・業務

管工事業

TEL.(072)873-8700
FAX.(072)870-0225
〒574-0043
大東市灰塚5丁目12番5号

当組合は、大東市全域の市民サービスを第一の目的として設立し、現在も緊急災害時のライフラインの確保を念頭に置いた活動を行っております。
また、平成18年度に官公需適格組合の証明を受け、水道工事等の共同受注を中心に事業を行い、また新しい技術や知識・能力などの研鑽に努めています。

羽曳野市管工事業(協)

https://www.kankoju-osaka.gr.jp/member/construction06.html　Eメール habikino@chive.ocn.ne.jp

主な取り扱い品目・業務

管工事業・土木工事業・ほ装工事業・水道施設工事業

TEL.(072)956-8886
FAX.(072)956-8244
〒583-0856
羽曳野市白鳥3丁目147番地

昭和40年、羽曳野市管工事業協同組合として設立し、現在は組合員12社で構成されています。永年に亘って築きあげた行政当局と市民との信頼関係のため、組合員が一致団結し、技術の向上、施工の合理化、市民へのサービス等に全力を尽くしております。
〈主な事業〉
- 管工事の共同受注、共同購入
- 水道修繕業務の受託
- 宅造に伴う配水施設の設計申請及び竣工図の作成
- 技術、安全衛生に関する講習及び資料の配布又は資格取得の案内
- 工場見学
- 組合員の健康管理として、生活習慣病予防健診の実施

阪神造園建設業（協）

http://hanshin-zoenkumiai.or.jp/　Eメール hanshin@ca.mbn.or.jp

主な取り扱い品目・業務

造園工事業及び附帯の土木工事業

TEL.(06)6312-4553
FAX.(06)6311-3143

〒530-0026
大阪市北区神山町2番2号 造園会館

当組合を構成する24社は、昭和の名園吹田万博日本庭園の施工に携り、また組合員各社では造園施工に関する手法に特色があり、大木の植栽及び移植工事を得意とする業者、伝統的な庭園築造・管理を得意とする業者、大規模な造園土木を得意とする業者など多才なメンバーが活躍しています。また、それらのノウハウを結集して樹木の鑑定調査業務、屋上緑化、壁面緑化、校庭緑化、ビオトープなど造園分野の多角的業務を展開しています。さらに、 我々は、今後におきましても造園技術の修得とたゆまぬ技術の研鑽を積み重ね、組合員共々これを共有財産とし、新しい時代の心やすらぐ住環境・緑景観を創造して参ります。

東大阪市建設業（協）

www.kensetukyo.gr.jp

主な取り扱い品目・業務

建築工事業、土木工事業

TEL.(06)6723-0703
FAX.(06)6723-0729

〒577-0809
東大阪市永和2丁目8番28号 東大阪商工会議所 別館

昭和47年12月設立、昭和58年８月官公需適格組合証明の習得以降、公共工事への参加を通じ、都市基盤整備の一端を担うべく、工事の受注確保ならびに組織強化に努めている。

〈組合事業の内容〉

- 建設工事の共同受注
- 労働保険事務組合業務
- 建設業に関する情報の収集及び提供
- 組合員の福利厚生に関する事業　その他

東大阪市水道工事業（協）

https://www.kankoju-osaka.gr.jp/member/construction09.html　Eメール tousuikyo@iris.ocn.ne.jp

主な取り扱い品目・業務

水道工事業

TEL.(072)961-4372
FAX.(072)961-4221

〒578-0984
東大阪市菱江2丁目1番34号

組合設立以降、現在33社の組合員を有し、組合員のためにする資材等の共同購入、水道工事の共同受注を中心に共同事業を行い、又技術の研修、教育、情報の提供を積極的に行っている。

東大阪造園石材事業（協）

https://ho-zouen.jp/

主な取り扱い品目・業務

造園工事業

TEL.(072)985-8213
FAX.(072)985-8231

〒579-8001
東大阪市善根寺町3丁目5番15号

生駒山麓に位置する造園業、石材業は、老舗の地場組合員ばかりで結束も固く、技術機動力の点については充分なる自信があります。設立以来、共同購入事業を実施し、常駐職員を配し、組合事業の発展に尽力いたしております。組合員の納税に関する知識の普及、建設機械の運転等の講習会を開き、又、地元の植樹祭には積極的に参加し、緑化運動の一端に貢献すべく努力しております。今後も官公需の共同受注事業を、組合の重要な事業として共同受注体制の整備を積極的に行っていきたいと思っています。

守口市水道工事業（協）

https://www.kankoju-osaka.gr.jp/member/construction11.html

主な取り扱い品目・業務

管工事業

TEL.(06)6908-7878
FAX.(06)6909-1060

〒570-0004
守口市淀江町３番９号

組合設立以降、現在当組合員数14社を有し、その組合員のために行う資材等の共同購入、及び、管工事の共同受注を中心に共同事業を行い、また、技術面における研修、教育・情報の提供を積極的に行っている。

中小企業庁
官公需施策

URL
https://www.chusho.meti.go.jp/

Business Square
全国中小企業団体中央会
中小企業連携組織の情報サイト
官公需施策

URL
https://www.chuokai.or.jp/

官公需
ポータルサイト

URL
https://kkj.go.jp/

官公需適格組合制度について

官公需適格組合制度とは…

官公需適格組合制度は、昭和42年から実施されている制度で、組合事業等の中で、**特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は、これを十分に責任をもって実施し得る経営基盤が整備されている組合であることを、中小企業庁が証明する制度です。**この証明制度を受けることができる組合は、事業協同組合、企業組合、商工組合、協業組合等の中小企業者の組合ですが、組合の組織体制や財政状況について一定の基準を満たしていることが必要とされています。証明基準は物品の納入・役務の提供関係の組合と、工事の請負関係の組合について、それぞれ別に定められていますが、この証明を得るためには、以下の基準を満たさなければなりません。

物品・役務関係の主たる証明基準

基準１）組合事業が、組合員の協調裡に円滑に行われていること

基準２）官公需の受注について熱心な指導者がいること

基準３）常勤役職員が１名以上いること

基準４）共同受注委員会が設置されていること

基準５）役員及び共同受注した案件を担当した組合員が連帯責任を負うこと

基準６）検査員を置くなど検査体制が確立されていること

基準７）組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること

工事関係の主たる証明基準（上記の基準に加えてさらに）

基準１）共同受注事業を１年以上行っており相当程度の受注実績があること

基準２）工事１件の請負代金の額が3,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、7,000万円）以上のものを請け負おうとする組合にあっては、常勤役職員が２名以上おり、当該職員のうち１名以上が技術職員であること

基準３）共同受注した工事の施工等について共同施工（自社施工）または分担施工（経常JV・乙型）の施工体制をとり、組合専従技術者が監理・監督すると共に、総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工事全体が契約通りに施工される体制があること

官公需に組合の活用を‼

「組合の活用は官公需法で規定」

中小企業基本法第21条では、「国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。」と規定し、中小企業者の供給する物品等に対する需要の増進を図ることを国の責務としています。この趣旨を受けて、昭和41年6月に「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）が制定され、この法律の第3条及び第7条に次のように規定されています。

官公需（第3条）は、

「……国等の契約を締結するにあたっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。」と定めています。

予算決算及び会計令（抜粋）

第99条会計法第29条の3第5項の規定より随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(2)　予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

(7)　工事又は製造の請負、財産を売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

(18)　事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。

官公需（第8条）は、

「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定されております。

地方自治法施行令（抜粋）

第167条の2①地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1)　売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあたっては、予算賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき。

(2)　不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。

（参考）別表第5

1 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	130万円
2 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160万円
	市町村	80万円
3 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80万円
	市町村	40万円
（略）		
6 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	100万円
	市町村	50万円

閣議決定の内容

国は官公需法に基づいて毎年度、国等の契約に関し中小企業者の受注機会の増大を図るため方針を作成し閣議で決定しています。内容は次のとおりです。

令和５年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針

令和５年４月25日

閣議決定

第１　中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

１　中小企業者の受注の機会の増大の意義

我が国経済は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第２条第１項に規定する中小企業者（以下「中小企業・小規模事業者」という。）の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化を図ることが重要である。

現在、政府は、中小企業における賃上げ実現に向け、生産性向上、下請取引の適正化及び価格転嫁の促進に取り組んでいるところであり、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者である中小企業・小規模事業者が最低賃金法を遵守する義務を履行できるよう配慮する必要がある。

また、政府が進める「働き方改革」にも引き続き対応していくことが求められており、官公需における発注と納入時期の平準化及び弾力化、適正な納期、工期の確保などに配慮を行い、受注者である中小企業・小規模事業者が労働時間の短縮及び労働条件の改善を行うことができるよう、特段の配慮を行うことが求められている。

さらに、東日本大震災及び令和２年７月豪雨により被災した中小企業・小規模事業者並びに新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者への更なる配慮が必要である。

国等（官公需法第２条第３項に規定する国等をいう。以下同じ。）は、地方公共団体との連携も踏まえつつ、新規中小企業者（官公需法第２条第２項に規定する新規中小企業者をいう。以下同じ。）に対する措置も含め、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に向けた一層の取組に努めるものとする。

なお、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第３条第１項において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」については、これを対象に含まないことに留意するものとする。

２　中小企業・小規模事業者向け契約目標

国等は、第２、第３及び第４に掲げる措置を講ずること等により、国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として引き続き61％、金額が約５兆6,598億円になるよう目指すものとする。

このうち、新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として３％以上を目指すものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。その上で、経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月７日閣議決定）において、スタートアップ（新規創業）が「新しい資本主義に向けた重点投資分野」の一つとされていることから、スタートアップ育成の重要性に鑑み、近い将来における新規中小企業者の契約比率の目標値の更なる引上げを視野に入れつつ、スタートアップが含まれ得る新規中小企業者の受注機会の増大に向け、スタートアップ育成５か年計画（令和４年

11月28日新しい資本主義実現会議決定）を踏まえ、以下の方策について取り組むものとする。

① 国等は、少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努めるものとする。また、オープンカウンター方式により契約の見積り合わせを実施する場合には、見積り合わせに参加するスタートアップが含まれ得る新規中小企業者を更に増やすため、公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

② 内閣府及び経済産業省は、スタートアップが提供可能な新技術及び新サービスに関する調査結果を踏まえて実施する情報提供について、会計・調達担当部局だけではなく、各機関の全ての内部組織に広く周知し、調達案件の掘り起こしを行う。また、各府省等と連携し、調査結果に基づき、スタートアップが提供可能な新技術及び新サービスの調達を促進させるための課題について検討する。

③ 内閣府、経済産業省等は、スタートアップの参加を容易にする観点から、例えば、一定の要件を満たすスタートアップは保有している入札参加等級よりも上位の等級の入札への参加資格を有することとする等、入札参加資格その他の政府調達手続等を見直すことを引き続き検討する。

④ 内閣府、経済産業省等は、公共調達において、中小企業技術革新制度（SBIR）における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みによる随意契約を、高度な新技術を持ったJ-Startup選定企業等との間でも可能とすることを検討し、結論を得次第速やかに措置する。

なお、国等は、中小企業・小規模事業者向け契約の実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第２条第３項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するとともに、新規中小企業者向け契約の各府省及び公庫等別の実績金額について公表するものとする。

また、中小企業庁は、令和４年度の国等の官公需総実績金額に占める中小企業・小規模事業者若しくは新規中小企業者向け契約の実績金額の比率が前年度と比較して大きく低下している又は令和５年度における国等の官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者若しくは新規中小企業者向け契約目標の比率を大きく下回る機関に対し、必要に応じ、改善に向けた取組について聴取を行うものとする。

さらに、国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

3　各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

各省各庁の長及び公庫等の長は、官公需法第５条第１項の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「国等の契約の基本方針」という。）に即して速やかに「中小企業者に関する契約の方針」を作成するとともに、同方針に定められた措置等を推進するための体制を整備するものとする。原則として、当該体制には各機関の全ての内部組織が参画することとし、特に会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

２．基本方針における新たな措置等

（1）少額の契約における電子的手段の利用

（2）スタートアップに関する取組

① 調達機関に対する情報提供

② 調達手続の見直し

③ J-Startup等の活用

（3）その他の主な改正点

① インボイス制度導入に伴う対応

② 中小石油販売業者への配慮事項の明確化

大阪府官公需適格組合協議会

大阪府官公需適格組合協議会とは

本協議会は会員（官公需適格組合）の受注体制の整備と受注能力の向上を図るとともに、国及び地方自治体の契約窓口等に対し官公需適格組合制度のPR等を行い、もって会員の官公需受注の促進を図ることを目的として結成しています。

設立年月日　昭和57年6月21日

1 ホームページによる会員組合のPR

2 PR用パンフレットの作成

3 教育事業

- 全国情報提供事業
- 全国意見交換会
- セミナー開催
- その他研修促進事業

4 会員交流等事業

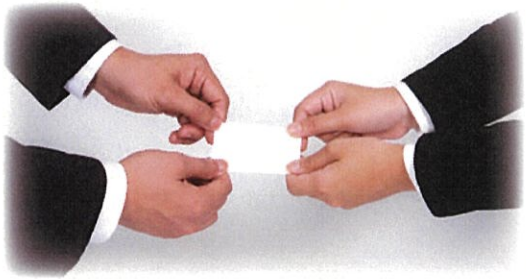

5 官公需適格組合の活用に関する事業

受注能力の向上

受注体制の向上

大阪府内の各発注機関に対する
官公需適格組合の活用の促進を図るための要望

6 官公需受注に関する情報の提供に関する事業

(1) 窓口（大阪府中小企業団体中央会内に設置）での官公需に関する相談への対応

(2) 官公需情報ポータルサイトによる発注などの情報の提供

官公需適格組合憲章

1．官公需適格組合は、組合員企業の経営の安定と組合の受注能力の向上に努める。

2．官公需適格組合は、地域社会に融和し愛される組合であり続けるため、積極的な社会貢献活動を実施するとともに、情報開示や地域社会とのコミュニケーションに努める。

3．官公需適格組合は、官公需をはじめ、あらゆる発注に関して、適正価格での受注に努める。

4．官公需適格組合は、地球環境問題の重要性を認識し、循環型社会の実現、CO_2排出削減等に対して十分な配慮と対応に努める。

5．官公需適格組合は、IT化、技術開発、品質の向上、コスト縮減など経営革新に努める。

6．官公需適格組合は、組合員企業の雇用の確保と従業員の技術・能力の向上等を支援し、安全で働きやすい労働環境を確保し、ゆとりと豊かさの実現に努める。

7．官公需適格組合は、法令を遵守するものとする。

平成２１年６月９日
全国官公需適格組合協議会

ホームページのご案内

主な掲載内容

官公需適格組合制度の解説

会員組合紹介

官公需情報ポータルサイト

事業報告

リンク集

中小企業者に関する国等の契約の方針（閣議決定）

https://www.kankoju-osaka.gr.jp/

官公需適格組合協議会加入のご案内

官公需適格組合制度は昭和42年から実施されている制度で、組合事業等の中で、特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は、これを十分に責任をもって実施し得る経営基盤が整備されている組合であることを、中小企業庁が証明する制度です。

① 制度のお問い合わせ

② 証明取得手続きについて

③ 協議会加入手続きについて

お問い合わせは（ダイヤルイン）

TEL.06-6947-4371

大阪府官公需適格組合協議会事務局

大阪府中小企業団体中央会　連携支援部 連携支援課　まで

大阪府官公需適格組合協議会事務局
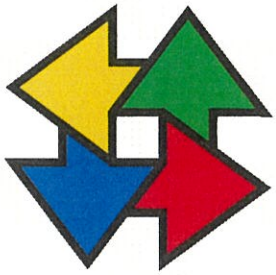
〒540-0029　大阪市中央区本町橋2－5
マイドームおおさか6F
大阪府中小企業団体中央会内
ＴＥＬ 06-6947-4370（代表）
ＴＥＬ 06-6947-4371（ダイヤルイン）
ＦＡＸ 06-6947-4374
https://www.kankoju-osaka.gr.jp/